

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書及び内訳書等(以下「仕様書等」という。)の定めるところにより、物品を引取るものとする。

2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を引取る上において当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

3 受注者は、物品を引取るときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して引取らなければならない。ただし、発注者においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して引取ることができる。

(引取期限)

第2条 受注者は、標記期限内に引取らなければならない。

2 受注者は、期限内に物品を引取ることができない理由が発生したときは、速やかにその理由及び遅延日数等を詳記して、発注者に届出なければならない。

3 受注者は、天災事変、その他やむを得ない理由により、期限内に物品を引取ることができないときは、発注者に期限延長の請求をすることができる。この場合において発注者は、その請求を適当と認めるときは、これを承認することができる。

4 前項の請求は、期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(監 督)

第3条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(違約金の徴収)

第4条 受注者は、期限内に物品を引取らないときは、延滞日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)を乗じて計算して得た額を違約金として発注者に納付するものとする。ただし、発注者が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することができる。

(契約内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは受注者と協議の上、この契約内容を変更し、又は物品の引取を中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第6条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額、納入期限、その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

第7条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させ又は返還する。

(協議解除)

第8条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者と協議の上この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により、発注者が物品の引取りを中止させ又は中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき。

(2) 第5条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

(発注者の催告による解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が引取期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり区職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、受注者がこの契約事項に違反したとき。

(5) 前条第2項に定める場合のほか、受注者から契約解除の申し出があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第9条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(3) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合におい

て、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (6) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、正当な理由による受注者からの申し出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 本条は、第4条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(代金の支払等)

第10条 受注者は、納入通知書に記載された納入期限までに代金を納付しなければならない。

(賠償の予定)

第11条 受注者は、第9条の2第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第9条の2第7号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第12条 発注者は、この契約において受注者から取得する金額があるときは、受注者に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡等)

第13条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(発注者の担保責任)

第14条 発注者は、この契約に基づき、受注者に(売渡)物品を引渡したときは、民法562条第1項又は第565条に規定する担保責任を負わない。

(疑義の決定等)

第15条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議の上定めるものとする。